

四日市市告示第 2 3 6 号

四日市市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱（平成 2 年四日市市告示第 7 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（給付対象者） 第 3 条 用具の給付対象者は、本市に住所を有する者で、<u>別表</u>の対象者欄に掲げるものとする。 （申請等） 第 4 条 （略） 2 所長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに調査を行い、用具の必要性を検討したうえで決定し、給付の必要性があると認めた者には高齢者日常生活用具給付決定通知書（第 2 号様式）により通知するとともに、高齢者日常生活用具給付券（第 3 号様式）を交付し、給付の必要がないと認めた者には<u>高齢者日常生活用具給付却下通知書</u>（第 4 号様式）により通知するものとする。 （給付の実施）	（給付対象者） 第 3 条 用具の給付対象者は、本市に住所を有する者で、<u>別表第 1</u>の対象者欄に掲げるものとする。 （申請等） 第 4 条 （略） 2 所長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに調査を行い、用具の必要性を検討したうえで決定し、給付の必要性があると認めた者には高齢者日常生活用具給付決定通知書（第 2 号様式）により通知するとともに、高齢者日常生活用具給付券（第 3 号様式）を交付し、給付の必要がないと認めた者には<u>却下通知書</u>（第 4 号様式）により通知するものとする。 （給付の実施）

第 5 条 <u>用具の給付</u>は、高齢者の心身の状況、住居の状況及び世帯の状況を踏まえ決定する。 (費用負担) 第 6 条 <u>この事業に要する利用者の費用負担は、無料とする。</u>	第 5 条 <u>給付を行う日常生活用具の種類及び費用負担区分</u>は、高齢者の心身の状況、住居の状況及び世帯の状況を踏まえ決定する。 (費用負担) 第 6 条 <u>用具の給付を受けた者又はこの者の属する世帯の生計中心者は、第 3 条第 2 項に規定する場合のほか、別表第 2 の基準により、必要な用具の購入に要する費用の一部を負担しなければならない。この場合、原則として負担する額は直接業者に支払わなければならない。</u> <u>2 市は、用具の購入に要する費用から用具の給付を受けた者又はこの者の属する世帯の生計中心者が直接業者に支払った額を控除した額を負担するものとする。</u>
---	--

改正後				
別表（第 3 条関係）				
	種目	対象者	性能	基準額
給付品目	火災報知器	<u>心身機能の低下により、出火への配慮が必要であると市長が認めたひとり暮らし高齢者等であって市民税非課税世帯に属するもの</u>	(略)	
	自動消火器	(略)		
	電磁調理器	<u>同上</u>	(略)	

--

改正前

別表第 1				
	種目	対象者	性能	基準額
給付 品目	火災報知器	<u>6 5 歳以上の所得税 非課税でありかつひと り暮らし高齢者等で下記 の条件のいずれかを満 たすもの。</u> <u>1 四日市市地域支援 事業実施要綱（平成 1 8 年四日市市告示第 4 6 6 号）の規定に基 づき二次予防事業対 象者として決定を受 けた者。</u> <u>2 介護保険法の規定 に基づく要支援又は 要介護の認定を受け た者。</u> <u>3 寝たきりの状態ま たは心身機能の低下 により配慮が必要で あると市長が認めた 者。</u>	(略)	
	自動消火器	(略)		
	電磁調理器	<u>加齢による心身機能の 低下に伴う出火への配 慮から市長が必要と認 めた高齢者のみの世帯</u>	(略)	

--	--

改正後

改正前		
別表第 2		
	利用者世帯の階層区分	利用者負担年額
<u>A</u>	<u>生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む。）</u>	<u>0 円</u>
<u>B</u>	<u>生計中心者が前年所得税非課税世帯</u>	<u>0 円</u>
<u>C</u>	<u>生計中心者の前年所得税年額が 1 0 , 0 0 0 円</u> <u>以下の世帯</u>	<u>1 6 , 3 0 0 円</u>
<u>D</u>	<u>生計中心者の前年所得税年額が 1 0 , 0 0 1 円</u> <u>以上 3 0 , 0 0 0 円以下の世帯</u>	<u>2 8 , 4 0 0 円</u>
<u>E</u>	<u>生計中心者の前年所得税年額が 3 0 , 0 0 1 円</u> <u>以上 8 0 , 0 0 0 円以下の世帯</u>	<u>4 2 , 8 0 0 円</u>
<u>F</u>	<u>生計中心者の前年所得税年額が 8 0 , 0 0 1 円</u> <u>以上 1 4 0 , 0 0 0 円以下の世帯</u>	<u>5 2 , 4 0 0 円</u>
<u>G</u>	<u>生計中心者の前年所得税年額が 1 4 0 , 0 0 1</u> <u>円以上 2 0 0 , 0 0 0 円以下の世帯</u>	<u>6 0 , 0 0 0 円</u>
<u>H</u>	<u>生計中心者の前年所得税年額が 2 0 0 , 0 0 1</u> <u>円以上の世帯</u>	<u>全額</u>

第 1 号様式から第 4 号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 4 条関係）

四日市市高齢者日常生活用具給付申請書

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

高齢者日常生活用具の給付を次のとおり申請します。

申請者	氏 名				対象者との続柄		
	住 所					電話	
対象者	氏 名		男・女	生年月日	T・S . . . （ 歳）		
	住 所	四日市市				電話	
給付	用 具						
	理 由						

この申請に係る事務を行うため、四日市市社会福祉事務所長が市の保有する対象者に関する個人情報（住民基本台帳情報、税情報、要介護認定情報、生活保護受給情報、身体障害者情報）を利用することに同意します。

年 月 日

氏 名（対象者） 印

※自署の場合は押印を省略できます

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長

高齢者日常生活用具給付決定通知書

年 月 日付で申請のあった高齢者日常生活用具の給付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 給付用具
2. 個数
3. 取扱業者
4. 費用負担 本人負担額
市負担額

第3号様式（第4条関係）

高齢者日常生活用具給付券			
①給付番号		②給付券発行 年月日	年 月 日
③対象者氏名		④生年月日	年 月 日
⑤対象者住所			
⑥給付用具名	⑦個数	⑧価格	⑨受給者の支払額
	個	円	円
			⑩公費負担額
			円
⑪納入業者名			
⑫納入業者住所			
上記のとおり決定する。 年 月 日 四日市市社会福祉事務所長			
⑬業者の納入した日	⑭受給者より受領した額	⑮受領業者名および年月日	
年 月 日	円	年 月 日 印	
⑯用具受給者氏名	※自署の場合は押印を省略できます 印		⑰検収者 印
⑱その他			

第4号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長

高齢者日常生活用具給付却下通知書

年 月 日付で申請のあった高齢者日常生活用具の給付について、下記のとおり却下したので通知します。

記

理由

備考欄

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)
- 2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和 3 年四日市市告示第 1 8 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市緊急通報システム事業運営要綱（平成元年四日市市告示第 4 0 号）	(略)	
四日市市高齢者生活支援事業要綱（平成 1 2 年四日市市告示第 1 1 5 号）	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市緊急通報システム事	(略)	

業運営要綱（平成元年四日市市告示第 4 0 号）		
<u>四日市市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱（平成 2 年四日市市告示第 7 8 号）</u>	<u>第 1 号様式及び第 3 号様式</u>	<u>署名をした場合に限る。</u>
四日市市高齢者生活支援事業要綱（平成 1 2 年四日市市告示第 1 1 5 号）	（略）	
（略）		

（健康福祉部高齢福祉課）